

武蔵野市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を
改正する条例

武蔵野市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和２年６月武蔵野市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
（趣旨） 第１条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の２の７第１項</u>の規定に基づき、武蔵野市長、委員会の委員若しくは委員又は職員（<u>法第243条の２の８第３項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「武蔵野市長等」という。）の武蔵野市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部免責に関し、必要な事項を定めるものとする。 （<u>法第243条の２の７第１項</u>の条例で定める額） 第３条 <u>法第243条の２の７第１項</u>の規定に基づき条例で定める額は、次の各号に掲げる武蔵野市長等の区分に応じ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の４第１項第１号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与	（趣旨） 第１条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の２の８第１項</u>の規定に基づき、武蔵野市長、委員会の委員若しくは委員又は職員（<u>法第243条の２の９第３項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「武蔵野市長等」という。）の武蔵野市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部免責に関し、必要な事項を定めるものとする。 （<u>法第243条の２の８第１項</u>の条例で定める額） 第３条 <u>法第243条の２の８第１項</u>の規定に基づき条例で定める額は、次の各号に掲げる武蔵野市長等の区分に応じ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の５第１項第１号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与	字句の改正 字句の改正 字句の改正 字句の改正

年額に、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額とする。 (1)から(4)まで (略)	年額に、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額とする。 (1)から(4)まで (略)	
--	--	--

付 則

この条例は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。